

沼津市自治会集会所建設費等補助金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第80号

(目的)

第1条 市長は、地区自治会（沼津市地区自治会補助金交付要綱第2条に定める自治会をいう。）において自治会集会所を新築、増築、改築、修繕及び購入する場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。（以下「規則」という。））及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会集会所 地域住民の親睦を深め、生活文化の向上と健康の増進を積極的に推進するための集会施設をいう。
- (2) 津波浸水危険区域 静岡県防災地図に規定する津波浸水危険地域をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、建物本体以外の外構、駐車場、備品、厨房器具等の整備の経費は除く。

- (1) 新築及び建物購入に要する経費（土地付建物購入にあつては土地代を含む。）
- (2) 30万円を超える増築、改築及び修繕に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 新築及び建物購入については、前条第1号に規定する経費の2分の1以内とし、800万円を限度とする。ただし、当該建物が外階段を有する2階建以上の鉄筋又は鉄骨造りで津波浸水危険区域に設置される場合においては、1,400万円を限度とする。
- (2) 増築、改築及び修繕については、前条第2号に規定する対象経費から30万円を減じた額の2分の1以内とし、200万円を限度とする。

(再補助の制限)

第5条 補助金を交付した集会所については、交付後10年を経過しなければ補助の対象としないものとする。ただし、災害その他特別の事情により市長がやむを得ない

と認めた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会集会所建設事業計画書（第1号様式）
- (2) 自治会集会所建設事業予算書（第2号様式）
- (3) 自治会集会所工事請負見積書又は契約書の写
- (4) 自治会集会所位置図、平面図及び立面図
- (5) 敷地が借地の場合は、所有者の承諾書の写
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会は、当該補助事業が完了したときは、規則第11条の規定による事業実績報告書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工届（第3号様式）
- (2) 自治会集会所建設事業決算書（第4号様式）
- (3) 自治会集会所建設工事代金領収書の写
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

付 則（平成3年5月23日告示第51号）

この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

付 則（平成7年7月31日告示第87号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の沼津市自治会集会所建設費等補助金交付要綱第4条の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、すでに、改正前の沼津市自治会集会所建設費等補助金交付要綱の規定に基づき交付の決定をされた補助金については、なお従前の例による。

第 1 号様式

(第 6 条関係)

第 2 号様式

(第 6 条関係)

第 3 号様式

(第 7 条関係)

第 4 号様式

(第 7 条関係)